

公告第72号

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び埴町条件付一般競争入札実施要綱（平成27年訓令第27号）の規定に基づき公告する。

平成30年10月2日

埴町長 宮田 秀利

記

1. 入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業名 | はなわこども園（仮称）建設事業 |
| (2) 工事番号 | 工第100号 |
| (3) 工事名 | はなわこども園（仮称）新築工事 |
| (4) 工事場所 | 埴町大字埴字材木町地内 |
| (5) 工事種別 | 建築工事 |
| (6) 工事概要 | 鉄骨造平屋建 建築面積 3,570.87㎡
延床面積 3,130.68㎡
建築工事 1式
電気設備工事 1式
機械設備工事 1式
外構工事 1式 |
| (7) 完成期限 | 契約日の翌日から平成32年1月14日限り |
| (8) 最低制限価格 | この工事は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。 |
| (9) 入札参加方式 | 単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。ただし、単体企業又は共同企業体の構成員として両方いずれかの形態をもって当該入札に同時に参加することはできない。 |
| (10) 議決の要否 | 要 |

2. 入札参加資格要件

入札に参加できる者は、次の要件を全て満たす者であること。

- 単体企業又は共同企業体の各構成員の要件
 - 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - 当該工事に対応する工事種別（建築工事）について、平成29・30年度埴町入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く）でないこと。
 - 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築工事業に係る建

設業の許可を受けている者で福島県内に本店を有する者

- ⑤ 公告の日から入札執行の日までの間に、埴町建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成23年埴町訓令第19号）による入札参加資格制限を受けていない者

(2) 単体企業の場合に必要な入札参加資格要件

- ① 入札参加資格者名簿の建築工事に登載され、以下の「地域要件」及び「総合評定値」の要件に該当する者であること。

(ア) 地域要件

- ・ 入札参加資格者名簿に登録されている者で福島県内に本店を有する者

(イ) 総合評定値

建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けており、この公告日において最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式に係る総合評定値が900点以上であること。

ただし、埴町内に本店を有する者は、総合評定値に埴町指名業者格付基準による加算及び減算をした値が900点以上であること。

- ② 事業者として次の施工実績を有すること。

平成20年4月1日以降に元請負人として、国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人が発注した請負金額が1億円以上の新築、増築、改築の建築工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率30パーセント以上の場合に限る。

- ③ 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有する者を専任で配置することができること。なお、専任で配置する技術者は入札参加申請日以前の恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

(3) 共同企業体を構成する要件

- ① 共同企業体の構成員の数は2者とする。

- ② 共同企業体の結成は、入札参加資格者名簿の建築工事に登載され、以下の「地域要件」及び「総合評定値」の要件に該当する者により結成する。

(ア) 地域要件

- ・ 入札参加資格者名簿に登録されている者で福島県内に本店を有する者

(イ) 総合評定値

建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けており、この公告日において最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式に係る総合評定値が構成員の合計で1,800点以上であること。

- ③ 共同企業体の構成は、同時にこの工事に係る他の共同企業体の構成員になることはできない。

- ④ 代表となる建設業者は、出資比率が最も大きい建設業者とし、他の構成員の出資比率は30パーセント以上であること。

- ⑤ 共同企業体構成員の組合せは、埴町における等級別格付け区分の最上位等級に格付される者同士の組合せ又は構成員のいずれかが最上位の等級に、他の構成員が第2順位の等級に格付けされる者の組合せであること。

(4) 共同企業体の代表者に必要な要件

- ① 2 (2) 単体企業の場合に必要な入札参加資格要件の②、③の要件を満たすこと。
- ② 2 (3) 共同企業体を構成する要件の②、③、④の要件を満たすこと。

(5) 共同企業体の代表者以外の構成員に必要な要件

- ① 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る主任技術者の資格を有する者を専任で配置することができること。なお、専任で配置する技術者は入札参加申請日以前の恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- ② 事業者として次の施工実績を有すること。
平成20年4月1日以降に元請負人として、国又は法人税法(昭和40年法律第34号)別表1に掲げる公共法人が発注した請負金額が3千万円以上の新築、増築、改築の建築工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率30パーセント以上の場合に限る。

3 入札参加手続等

(1) 本入札の参加希望者は、「2に掲げる入札参加資格」を有することを証明するため、埜町条件付一般競争入札実施要綱(以下「要綱」という。)及び埜町建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱(以下「共同企業体要綱」という。)に定める書類を提出し、町長から入札参加資格の有無について確認を受けるものとする。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できないものとする。

(2) 提出書類

- ① 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(要綱様式第3号)
- ② 宣誓書(要綱様式第4号)
- ③ 建設業許可通知書の写し
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ⑤ 配置予定の技術者等の資格を証明する資料
- ⑥ 配置予定の技術者が正社員として雇用関係にあることがわかる健康保険証等の写し
- ⑦ 納税証明書等の写し
- ⑧ 長形3号封筒1通 切手貼付(確認通知書等送付用のため宛名明記)
- ⑨ 特定建設工事共同企業体においては、特定建設工事共同企業体構成員表(共同企業体要綱様式第1号)、特定建設工事共同企業体協定書(共同企業体要綱様式第2号)の写し及び委任状(共同企業体要綱様式第3号)
- ⑩ 施工実績を証明する資料(工事名、発注者名、施工場所、契約金額、工期、受注形態、工事概要等が確認できる工事請負契約書の写し(当初契約のみで可))

(3) 提出期間

平成30年10月2日(火)から平成30年10月15日(月)まで
※受付時間は午前9時から午後5時まで※「土・日・祝日」を除く

(4) 提出場所

公告に関する担当課

(5) 提出方法

直接持参によるものとし、その他の方法によるものは受け付けない。

(6) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果については、平成30年10月19日（金）までに通知する。

(7) その他

① 申請書提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出期限以降は、申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、町長に対してその理由について、次のとおり書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 提出期限 平成30年10月26日（金）まで

※受付時間は午前9時から午後5時まで

※「土・日・祝日」を除く

(3) 提出場所 公告に関する担当課

(4) 提出方法

①直接持参によるものとし、その他の方法によるものは受け付けない。

② 町長は、説明を求められたときは、平成30年11月2日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 設計図書等の閲覧

閲覧の期間 平成30年10月22日（月）午前9時から

平成30年11月2日（金）午後5時まで

閲覧の場所 公告に関する担当課

6 設計図書等に対する質問

(1) 質問方法

本工事にに関する質問は、原則として指定の質問書により持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は、確認のため必ず電話連絡すること。

(2) 質問書送付先 公告に関する担当課まで

(3) 質問期限 平成30年10月26日（金）正午まで

(4) 質問に対する回答 質問書への回答は、質問者及び入札参加資格を有する者へFAXで回答するとともに、当該質問書及び回答書を閲覧に供するものとする。

(5) 回答期限 平成30年11月1日（木）

7 入札方法

(1) 提出書類

入札書、積算内訳書、委任状（代理人の場合）

※入札書、積算内訳書は、町指定様式により提出すること。

※入札書と積算内訳書の記載金額は一致させること。入札書と積算内訳書の記載金額の差が、千円未満である場合を除く。

(2) 入札方法

・入札参加者は、所定の日時に所定の場所で本人が出席して入札書を提出することを原則

とする。

なお、所定の日時に所定の場所まで到着しない場合は、原則として入札に参加することができない。

- ・入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、所定の時刻前に入札執行者の確認を受けなければならない。
- ・入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ・入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず、書き換え又は撤回することができない。

(3) 入札価格

入札書等に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札書等に記載する金額は、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額とする。

8 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札日時 平成30年11月5日(月)午前11時00分
- (2) 入札場所 埴町防災センター 3階会議室

9 入札回数

- (1) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。
- (2) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。
- (3) 前項の再々入札を執行し、なお予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、入札参加者のうち最低価格提示者1者から見積書を徴し、予定価格の範囲内で随意契約とすることができる。

10 入札の無効

- (1) 本公告に定める入札参加資格のない者のした入札及び埴町競争入札心得(平成27年埴町訓令第29号)第8条に該当した入札は無効とする。

11 落札者の決定

入札書比較価格(税抜予定価格)以下で最低制限価格以上の範囲内で入札をした者のうち、最低入札金額を提示した者を落札者とする。

12 保証金及び支払条件

- (1) 入札保証金 要綱第10条の規定による
- (2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、埴町財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の10分の1以上の額の契約保証金を現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めなければならない。ただし、埴町財務規則第98条に該当する場合はこれを減免する。

- (3) 前金払、中間前金払及び部分払

埴町財務規則及び埴町工事請負契約約款の定めによる。

1 3 契約事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約の締結 埴町財務規則及び埴町工事請負契約約款に基づき契約締結する。
- (3) 契約は、埴町議会において可決された場合に本契約として成立するものとする。
否決された場合には、契約締結が成立しないものとし、かつ、このことにより落札者に損害が生じた場合においても、町は一切その賠償の責に任じない。

1 4 その他

- (1) 不正な行為があると認めるとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。
- (2) 埴町条件付一般競争入札実施要綱及び埴町競争入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。
- (3) 入札参加者がいない場合は、当該入札は取りやめる。
- (4) 暴力団等排除に係る特約条項の規定に該当し、契約を解除した場合、契約金額の10分の1を違約金として徴収するものとする。
- (5) 施工に際し下請発注する場合は、埴町内業者を優先して活用するよう努めること。
また、下請発注する場合は、適正な価格で請負わせ、下請け代金を適正な期間内に支払うことなど、建設業法等の関連法令を遵守すること。
- (6) 施工に必要な建設資材、建設機械等の購入又は借入れする場合は、可能な限り県内業者を優先して活用するよう努めること。
- (7) 本工事は、東日本旅客鉄道株式会社の水郡線に近接して工事を行うため、東日本旅客鉄道株式会社が認定する工事管理者の資格を有する者を営業線近接工事施工中は配置すること。また、東日本旅客鉄道株式会社が認定する列車見張員の資格を有する者を営業線近接工事施工中は配置すること。
- (8) 本工事で建築する施設の一部（保育部）は平成30年度福島県森林環境交付金（地域重点枠）を受けて行うものであり、別途、発注する同交付金の対象とする建設資材（県産材）を埴町工事請負契約約款第15条により支給する。ついては、町及び当該建設資材購入先と密に連携をとり、県関係課による諸検査のために必要な書類等の作成への協力を要するものとする。

1 5 この公告に関する担当課

埴町教育委員会 学校教育課 管理係

電話番号 0247-43-4050

FAX 0247-43-1883